

入札（見積）結果調書

令和8年度

契約番号	第72-21-50012号		
件名	藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務		
入札(見積)年月日	令和8年2月4日 9時 30分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	11,770,000円	主管課	72 藻岩浄水場
	入札(見積)価格に、10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	無
工種(業種)	290 その他		
落札(決定)業者	美和電気工業(株)北海道支社		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
美和電気工業(株)北海道支社	10,700,000						決定
備考							

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名
藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務
- 2 事業者名
美和電気工業株式会社北海道支社
- 3 特定理由

本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。

当該システムは24時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ藻岩・西野・宮町浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。

当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。

- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第__号に該当すると判断されるため。

人札（見積）結果調書

令和8年度

契約番号	第73-21-50011号		
件名	白川浄水場計算機設備保守業務		
入札(見積)年月日	令和8年2月4日 9時 30分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	12,100,000円	主管課	73 白川浄水場
	人札(見積)価格に、10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	無
工種(業種)	290 その他		
落札(決定)業者	美和電気工業(株)北海道支社		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
美和電気工業(株)北海道支社	11,000,000						決定
備考							

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川浄水場計算機設備保守業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由
本業務は、計算機システムの点検及び整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。
当該システムは24時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハードウェア及びソフトウェアに対する専門の知識及び技術力を必要とし、過去の保守データ並びにハードウェア及びソフトウェアの変更履歴等のデータを保有していること、かつ、白川浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。
当該システムは、横河ソリューションサービス株式会社がハードウェア及びソフトウェア共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価ができない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名
西部配水池送水量レンジ変更業務
- 2 事業者名
美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由
本業務の対象となる流量計は、宮の沢高台配水池への送水量を測定し、配水情報管理システムによって監視する機器である。
当該機器は、送水ポンプの最大流量を測定可能にするため、レンジ変更作業を行う必要がある。
当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた試験調整、改造、良否判断を求めており、製造者が保有するシステム独自の設計データがなければ、機能診断及び劣化診断における良否判断が不可能である。
標記業者は保守・サービス対応等の維持管理業務を北海道内において移管されている唯一の代理店である。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。
【特定調達契約の場合】
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。